

矢吹町復興推進計画

令和2年10月16日
福島県矢吹町

1. 計画の区域 矢吹町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても震度6弱の本震と連続した余震により、道路、上下水道、農業施設などの公共施設被害額は約50億円、商業関係被害額が約25億円、住家の損壊が3,400棟を超えるなど被害は甚大であり、本町産業全体に深刻な影響をもたらした。

このような中、町では、平成28年3月に第6次矢吹町まちづくり総合計画を作成し、「企業誘致の促進と働く場の確保」を重要施策の1つとして掲げ、本町の中核的産業を担う立地企業の製造工場等の新設に向けた投資を支援することにより、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図るために本町の中核的産業である米菓製造業について、立地企業の設備投資に関する取組みを支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する株式会社天乃屋（以下「対象事業者」という。）が、矢吹町中畑南において、米菓製造工場新設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであ

ることの説明

本町における食品製造業は、本町の製造業における従業員数で第5位の中核的産業である。

また、本事業は、本町における食品製造業の従業員数の約98%を占める対象事業者が実施するものであり、新たに50人の雇用創出が期待されている。

したがって、本事業は、本計画の目標である「地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補助金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

工場の新設及び機械設備の増強を行う対象事業者は、揚げ煎餅「歌舞伎揚げ」を主力商品として、東日本地域を中心に人気・知名度共に非常に高く、他の商品も含め大手スーパーやコンビニエンスストア等で販売し、本町における食品製造業で代表的な企業であり、本町経済の牽引役として重要な役割を果たしている。

本計画の実施により、地域産業の活力再生に大きく寄与し、また、雇用機会の創出にも繋がる場所である。

これらの効果は、本町における産業の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、矢吹町、矢吹町商工会、福島県、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社東邦銀行及び対象事業者を構成員とする矢吹町復興推

進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。